

相模原市テニス協会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、相模原市におけるテニスの普及発展並びにその統一を期し、体育の向上、品性の陶冶、運動精神の修養を図り社会体育の発展に寄与するため必要な事項を定めることを目的とする。

(協会の名称)

第2条 本協会は、相模原市テニス協会という。

(事務所の所在地)

第3条 本協会の事務所は、会長宅に置く。(※会長の住所)

(事業の範囲)

第4条 事業の範囲は、別に定める総務、指導普及及び競技事業とする。

(構成員)

第5条 本協会の構成員は、原則として市内に在住する者によって構成される団体及び市内に所在する官庁、学校、事業場、クラブ等の団体により構成する。

第2章 役員

(役員)

第6条 本協会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事長代行 5名以内
- (5) 理事 会長が必要と認める人数
- (6) 運営委員 若干名
- (7) 監事 2名

2 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4 理事長は、理事会を代表し別に総会の同意を経て定める「相模原市テニス協会運営処務規程」(以下「運営規程」という。)及び理事会の決定に従い事業を処理する。

5 理事長代行は、理事長を補佐し理事長に事故あるときは、その職務を代行し、担任する委員会の委員長を兼ねる。

6 理事及び運営委員は、委員会において委員長の指示のもと事業を執行する。

7 監事は、本協会の会計を監査する。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次の各号に定める。

- (1) 会長及び副会長は、総会において選任する。
- (2) 理事長及び理事長代行は、理事会において理事の互選により選出する。
- (3) 理事は、加盟団体の中より会長が推挙し理事会において選任する。
- (4) 運営委員は、理事長が推挙し理事会において選任する。
- (5) 監事は、総会において選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、4年とする。ただし、2年を限度に延長することができる。

- 2 前項の任期については、再任を妨げない。
- 3 第6条第1項各号に掲げる役員に欠員を生じたときは、それぞれ前条の規定にかかわらず理事会において選任し、直近の総会で承認を得るものとする。
- 4 前項の規定により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 名誉会長等

(名誉会長等)

第9条 本協会に、必要に応じ名誉会長、顧問及び参与（以下「名誉会長等」という。）を置くことができる。

- 2 名誉会長等は、総会の同意を経て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長等は、会長の依頼に基づき、会議に出席し意見を述べるができる。

第4章 会議

(会議)

第10条 本協会の会議は、総会、理事会及び委員会とする。

(総会)

第11条 総会は、本協会の決議機関であって加盟団体代表1名によって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し毎年1回定期的に開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時にこれを開くことができる。
- 3 総会は、構成員の過半数の出席をもって決定する。ただし、出席は代理及び書面をもって代えることができる。
- 4 議長は、会長がこれに当たり、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 5 前項の規定にかかわらず、規約改正は出席者の3分の2以上をもって決する。

6 総会における議事は次のとおりとする。

- (1) 規約を設け、または改廃すること。
- (2) 事業計画及び予算を決定し、並びに決算を認定すること。
- (3) 加盟団体の除名に関すること。
- (4) その他重要な事項。

(理事会)

第12条 理事会は、理事をもって構成し総会の決定事項を処理する。

- 2 理事会は、理事長が招集し毎年1回定期的に開催する。ただし、理事長が必要と認めたときは臨時にこれを開くことができる。
- 3 理事会は、構成員の過半数の出席を持って決定する。ただし、出席は書面をもって代えることができる。
- 4 議長は、理事長がこれに当たる。この場合において、前条第4項中「会長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

(委員会)

第13条 委員会は、理事及び運営委員をもって構成し運営規程及び理事会の決定事項を処理する。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し会議は出席委員によって成立する。
- 3 委員会の議長は委員長がこれに当たる。この場合において、第11条第4項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

第5章 入会・退会

(手続き)

第14条 本協会に加盟又は退会する団体は、総務委員会において所定の手続きをとるものとする。

(除名)

第15条 加盟団体がこの規約に違反し又は本協会の目的に著しく反した行為のあった場合は、総会の議決により除名する。

第6章 会計

(収入金)

第16条 本協会事業に要する費用は、次の各号に掲げる収入金をもってこれに充てる。

- (1) 補助金及び助成金
- (2) 次条の規定による分担金及び入会金
- (3) 競技会収入

(4) 指導普及事業収入

(5) 寄付金その他

(分担金及び入会金)

第17条 本協会加盟団体の分担金は、年額15,000円とする。

2 本協会に加盟する団体は、入会金として10,000円を協会に納める。

3 前各項にかかわらず連合等により本協会へ加盟する団体については、その都度総会において定める。

(事業年度)

第18条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 雑 則

第19条 この規約に規定するもののほか、事業の執行に必要な事項は、委員会の決定を経て理事会の承認をもって定めるものとする。

附 則

この規約は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年3月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年3月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年3月2日から施行する。